

会員各位

(一社) 福井県トラック協会

「不正改造車排除運動」の実施について

本運動は、国土交通省が例年、道路秩序・環境面での安全確保の為、年間を通して実施しております。その中で、地域毎に「強化月間」を設け、該当する期間においては、より強力な運動をすることが推進されております。福井県においては、例年6月が強化月間となっております。

つきましては、令和5年6月1日から6月30日までの1ヶ月間において、日常点検・3ヶ月点検等の実施を通じて、本運動にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※下記の重点排除・基本排除の項目を確認の上、点検等を行ってください。

《重点排除項目》

- (1) タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのはみ出し
- (2) 灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け並びに保安基準上、装備が義務化されている灯火器（例：側面方向指示器）の取外し
- (3) 前面ガラスならびに運転者席及び助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付（貼付状態で可視光線透過率70%未満）
- (4) マフラーの切断・取外し及び騒音低減機構を容易に取外せる等の基準不適合マフラーの装着
- (5) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等

《基本排除項目》

- (1) 直前直左の周辺状況を確認するための鏡、又はカメラ及び画像表示装置の取外し
- (2) 前面ガラスへの装飾板の装着
- (3) 土砂等を運搬するダンプ車の荷台にさし枠の取付け及びリアバンパ（突入防止装置）の切断・取外し
- (4) 基準外のウイング（エア・スポイラ）の取付け
- (5) シートベルト警報装置を解除する用品等の取付け
- (6) 不正な二次架装

※別添の啓発チラシ、自主点検票をご活用ください。

（自主点検票は提出不要です）